

◇===== [第 45 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2022 年 1 月 1 日

◇=====◇

みなさま、明けましておめでとうございます。

現在の世界は人類の存続にとって危機的な課題が山積している状況ですが、その唯一の原因が資本主義経済の活動自体にあることがようやく多くの人々の目に明らかとなってきた、昨年はそういう時代の転換期の始点に当たった時期だったのではないかと思います。

新年は、そうした時代の変化を加速するべく、人類のグレートリセットにどうしても必要なポスト資本主義の経済制度を広く伝えていく活動に取り組んでいきたいと思います。

本年もよろしく願います。

●===== [理論提言] =====●

昨年末にポスト資本主義経済の一つの候補として「契約社会経済制度(または社会契約経済制度)」を提唱しました。その実現に必要な制度として5つの項目をあげてみました。以下に再掲しておきましょう。

- (1) 私有財産の保障、
- (2) 等価交換の原則に基づく経済運営(特に労働力の不等価交換の禁止)、
- (3) 利子(配当含む)および地代の禁止、
- (4) 間接税の廃止と累進課税の適正実施、
- (5) 企業・法人税は100%とすること

今年はこの5つの項目について、少し詳しい説明をすることから始めていきたいと思います。

最初の(1)私有財産の保障 についてです。

旧来の社会主義経済においては、生産手段の社会化(共有化)ということが言われてきました。実際に旧ソ連などにおいては企業の国有化が行われてきました。しかし、社会契約経済制度において、それは必須の事柄ではありません。

私有財産は、勤労国民が労働の結果生み出した剰余労働によって生み出した交換価値を蓄積して形成するものであり、それは勤労国民の正当な財産として保障する。これはある意味で当然のことです。

ただし社会の公共部門を維持するためには、どうしても税金(所得税)の形で必要な国の予算を確保する必要があります。この点は今の制度と変わるところはないでしょう。

この場合の税金(所得税)ですが、民主的な税制として確立されている累進課

税制度を厳格に適用することになります。この点については改めて(4)の項目で再度触れることにします。

次に(2)等価交換の原則に基づく経済運営(特に労働力の不等価交換の禁止)についてです。

等価交換の原則というのは、ある人が8時間かけて生み出した製品やサービスは、別な人が8時間かけて生み出したそれと同じだけの交換価値を持つということを言います。当たり前と言えば当たりの話なのですが、これを原則としておかないと正常な市場経済が運営できません。特に今日の資本主義経済下の労働市場においては等価交換が行われていません。というのも労働市場という存在を認めること自体、おかしな話であるにもかかわらず、これを平然と行うのが資本主義の最大の特徴だからです。

マルクスは人間(労働者)の労働について、一日の労働時間を、その生の再生産に必要な交換価値を生み出す「必要労働」と、それを超えて交換価値を生み出す「剰余労働」に分けて、一日の労働の対価として資本家から支払われるのが「必要労働」の部分だけにとどまっており、「剰余労働」の生み出す交換価値は「剰余価値」として資本家のものにされているという仕組みを明らかにしました。マルクスはこの仕組みを「搾取」と呼んでいます。この仕組みについて、労働市場では「一日働いた労働の対価は一日生活できる労賃である」ことから、等価交換が行われていると、資本主義者は主張します。しかし勤労者(労働者)が生み出した交換価値は全て勤労者(労働者)のものであるのが本来あるべきルールであって、労働市場を容認すること自体が人類の生の再生産活動をより安定的に行うという目的にはそぐわないものです。ただし、現実の企業活動や労働者の安定した生活を確保するための賃金制度などの必要から、どうしても発生した「剰余価値」が、企業内に利益として残ることは避けられません。その対策として(5)がありますが、これはこの現象の対策にとどまらない意味をもちます。これについても後ほど説明をいたします。

なお、この労働市場の存在を容認する根拠となっているのが基本的人権という考え方であることは既に述べた通りです。

次に(3)利子(配当含む)および地代の禁止 についてです。

これは(1)で述べた私有財産の保障と裏表の関係になりますが、私有財産の所有が直接交換価値を生むものではないということを宣言したものです。つまりお金や土地など資産を持っていることが、直接「交換価値」を生むのではないということを明確にしておけば、いくらものを持っていても等価交換の原則を脅かすことはないので、私有財産の保障をするという事に何の問題もなくなる

ということです。

このことで特に影響を受けるのは、資本家(投資家)と金融機関でしょう。投資や貸金という行為は何の利益も生まなくなるので、そのままでは存在そのものが不可能ということになります。資本家(投資家)が消える事には何の不都合もありません(労働者になってもらえば何の問題もない)が、金融機関は資金の循環にとって必要な機関であることに変わりはありません。社会契約経済制度にとっても必要な機関となります。その為に金融機関については国有化する必要があります。

ところで家賃についてはどう考えればよいでしょうか。家賃については複合的な要素が入り込んでいるので一概にいう事はできませんが、単に家屋を提供しているだけで賃料を課すことは禁止されることになるでしょう。一方でその施設の維持管理などに従事することでサービスを提供することの対価として報酬を受け取る事には問題はありません。施設や設備の減価償却などの経費がサービス料に加算されることも問題はありません。これは駐車場ビジネスなどにも当てはまります。

ちなみにこの措置に伴って、不動産などに課税されていた固定資産税などの関連税はすべて廃止されます。自動車税・重量税なども廃止されることとなります。

次は(4) 間接税の廃止と累進課税の適正実施、についてです。

市場経済において等価交換の原則を貫くのであれば、間接税はその障害物となりますので、これは廃止しなくてはなりません。今日の日本におけるその最大のものは消費税です。新しい経済制度の下では直間比率は100対0となります。つまり全ての税金は所得に対して課されることとなります。

当然のことですが、民主的で公正な税負担を考えれば、直接税には累進課税制度が必要となります。一般に低所得者には低い税率が、高所得者には高い税率が適用されることとなりますが、具体的にどのような税率設定がされるかはその時々々の政治によって判断されることになるでしょう。

特に(5)で述べるある理由によって、勤労者(労働者)の賃金が大幅に上昇することが見込まれますので、累進課税制度の重要性は高くなると言えるでしょう。

最後に(5) 企業・法人税は100%とすることについて。

企業や法人が経済活動をした結果、手元に残った利益については100%の課税を行います。はやい話が企業の利益はすべて国に差し出せということです。

この措置がもたらす効果は劇的です。特に(3)の措置と相まって、資本主義経

済の下で企業の本質とされてきた「利潤追求」が不可能となることから、企業の本質そのものが良い方向に根本的に変質することになります。

資本主義制度の下で企業が行ってきた利潤追求活動が、今日の全ての問題の元凶であったわけですが、

例えば格差の拡大や過労死。少しでも利益を上げるために、派遣やパートなどの非正規雇用労働者に不安定な労働条件を押し付け、正規労働者には長時間過密労働などで自殺者を生むなどしてきました。

例えば環境破壊。環境に対して危険な物質を除去するための経費を惜しんで公害を引き起こしたり(水俣病・大気汚染公害)、コストの安い石炭火力への依存を止めずに地球温暖化を加速させたりするなどしてきました。

企業の利潤追求活動がやめば、こうした問題も解決する方向に大きくかつ迅速に動き始めるでしょう。なぜならば企業が本来そうであるべき本質を取り戻すからです。本来の企業の本質とは何か。それが「そこで働く人々の社会契約実現の場である」ということです。

思い起こしてください、唯物論的社会契約論において、社会契約とは社会と個人の間で交わされる契約でした。それは個人が他の人々の必要を満たすためにその能力を発揮することで、社会がその個人の生の再生産を保障するというものです。企業ではそこに働く人々が協同して社会の必要に応じた製品やサービスを生産する場であり、個人にとっては社会契約実践の場なのです。従って他の人々の生の再生産を阻害するような行為は厳に禁じられるのです。何よりも環境や人々の生活を重視した活動が行われるようになります。

また利潤を余らせても国庫に納めることになるわけですから、年度末には利益を従業員で分配してしまうとか、非正規雇用を正規雇用に移管させるなどの動きが強まるでしょう。また下請け企業に対する支払い条件をよくするなどの行動が常態化するでしょう。つまりそこで働く人々の労働条件が改善し、所得が大幅に増えることになるわけです。

この措置に伴って、独占禁止法は廃止されることになります。立場の弱い下請け企業が協定を結んで大企業と交渉する場面も出てくるかもしれません。ただしあまり長い期間みられることでもないと思われます。

こうして企業や職業の違いにかかわらず、すべての人々が明日の生活を思い煩うことなく、不足のない生活を送れるような経済制度がつけられていきます。

ポスト資本主義の経済制度である社会契約経済制度のあらまはここまでご紹介した通りです。他にも外国との貿易をどうするかなど、いろいろお話すべき内容はありますが、ごくかいつまんでご説明しました。

最後にこうした経済制度を実現するためにはどうすればいいのかという事について触れておくことにしましょう。

何よりも、いま皆さんを捉えている神話から皆さん自身を解放することが重要です。個人と個人が契約して社会（国）を作り、それぞれの個人の責任で生きているのだという神話、すなわち基本的人権論。それが明白な嘘なのだと理解することです。そうではなく、社会契約とは社会（国）と個人との契約であって、あなたが社会の必要とする仕事に従事しているのなら、あなたの生活は社会（国）が保障しなくてはならないのだという真理を理解してください。

次にその考えを広めましょう。それは政治を変えるのではなく経済制度を根本から変えようという運動に発展するでしょう。その運動の中心となる政党を生み出すことになるでしょう。大切なことは「手段は目的を義認する」という原則に忠実に運動を進めることです。

あなたの生活をよくするために、格差社会を無くし、気候危機を乗り切るために、グレートリセットが必要だという事。その運動の基礎となる理論が唯物論的社会契約論なのだという事、これを理解してください。

焦る必要はありません。ですが、タイムリミットは確実に近づいています。少しでも早く身近な人に語りかけてください。運動への共感を拡げ、議会や国会で多数派を生み出し、社会の仕組みそのものを変えられるように。生き残りたいならば、人類に未来を残したいならば、みなさん、この運動に参加してください。ともにグレートリセットを成し遂げましょう。

※ご意見・ご質問がありましたら、研究所までお寄せください。

●=====●

次回の発行は2月1日を予定しております。